資料 3-1

新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言

令 和 4 年 1 月 23 日
岩手県新型コロナウイルス
感 染 症 対 策 本 部

期間

発出　令和４年１月 23 日

解除　県内の感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況を踏まえて、以下のような場合に県対策本部長が総合的に判断する。

- ・　県内の直近１週間の対人口 10 万人当たりの新規感染者数が、10 人を下回った場合。
- ・　新規感染者数の減少傾向が２週間程度継続した場合。

区域

岩手県全域

１　県民の皆様、来県された皆様へのお願い

（１）外出に係る留意事項

混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出を自粛すること。

（２）感染が拡大している地域との往来

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動※は、極力控えること。

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の地域であっても、感染が拡大している地域※との往来は、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。

移動先の感染状況や、都道府県の要請内容を確認し、慎重に行動すること。

※不要不急の移動に該当しない例
・必要な職場への出勤（医療・介護関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る業務や、リモート対応が困難な業務等）
・通学
・医療機関への通院
・親などの介護
・就職活動、入学試験

※　感染が拡大している地域
直近１週間の対人口 10 万人当たりの新規感染者数が 15 人以上の地域

（３）基本的な感染対策の再徹底

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策を再徹底すること。

職場の同僚や友人など親しい間柄であっても、感染対策を徹底すること。

特にも重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等※）や、幼稚園・保育園・小学校に通う子どもの同居家族の方は一層の注意をすること。

- 飛沫防止効果の高い不織布マスク等を正しい方法で着用する。
- こまめな手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する。
- ワクチン接種後もマスクを着用する。
- 近距離での会話や大声での発声等を避ける。
- 室内の換気、湿度の調節を心がける。
- 毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診する。
- 密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素を伴う会合等を回避する。
- 会食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。
- 感染対策が整っている「いわて飲食店安心認証」 店の利用を推奨します。
- 他の都道府県から岩手県に来県された方は、来県後２週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続※する。

※　重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方です。

重症化のリスクとなる基礎疾患等には、 慢性閉塞性肺疾患（ COPD ）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満 、喫煙があります。

出典：「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する 11 の知識（2021 年 12 月版)」(厚生労働省)

※　それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も２週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。(一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。)

（4）PCR 等の無料検査の活用

感染リスクが高い環境にある方など、感染不安を感じる無症状の県民の方はＰＣＲ検査等を受けること。

（想定例）

- 感染が拡大している地域を往来した方。
- 感染が拡大している地域の方と、長い時間飲食などを共にしたことなどにより感染不安を抱える方。
- 仕事などで感染が拡大している地域の方との接触の機会が多い環境にある方。

2　事業所・飲食店等・学校・医療機関へのお願い

（1）事業所へのお願い

- 従業員の健康状態を記録する。
- 発熱等症状のある従業員は出勤せず、早期に医療機関を受診する。
- 昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底する。
- 休憩室、更衣室においてもマスク着用を励行するとともに、密が生じないような過ごし方を徹底する。
- 食堂、喫煙室では、マスクを外した会話とならないよう注意する。
- 在宅勤務（テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減する。
- オンライン会議の活用等により、出張機会を低減する。
- 県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、県民生活および県民経済安定のため、業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図る。

（2）飲食店・宿泊施設などへのお願い

- 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守を徹底する。
- 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗を利用する場合は、店舗等の感染対策の取組へ協力する。
- 飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録する。
- 「いわて飲食店安心認証」の取得に取り組む。

（3）学校へのお願い

・　学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえ、基本的な感染防止対策を徹底する。

・　校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等。ただし進学や就職に関するものを除く。）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止対策を徹底する。

・　部活動は、十分な感染防止対策を行った上で実施することとし、県外の学校との練習試合等や県内で宿泊を伴う活動は原則禁止する。

（4）医療機関へのお願い

・　発熱等の症状のある方に対して積極的な検査を実施する。

3　県施設・県主催イベントの取組

・　博物館、美術館や運動施設など、県施設については、入場整理等により混雑を避けるといった感染防止対策を徹底しながら運営する。

・　特にも屋内運動施設では、利用者に対し、大声での発声を避けること、更衣室等における人と人との十分な間隔を確保すること、スポーツを行っていない際や会話をする際のマスク着用を働きかけることなど、各施設の用途に応じた感染対策を徹底する。

・　県主催イベントの開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理など、感染防止対策を徹底しながら実施する。

4　思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

・　感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。

・　医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、感謝と思いやりの気持ちをもって応援してくださるようお願いします。

・　新型コロナワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いようお願いします。